

## 第一二八回

### 参第四号

#### 政治資金規正法の一部を改正する法律（案）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「特定公職の候補者に係る指定団体の届出等」を「指定政治団体の届出等」に改める。

第一条中「行われるようにする」の下に「とともに、主として個人により拠出される政治資金によつて行われるようにする」を加え、「並びに政治団体及び公職の候補者」を「、政治団体」に、「公開及び」を「公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の」に改める。

第二条の見出しを「（基本理念）」に改め、同条第二項中「及び公職の候補者」を削り、同条第三項を削る。

第五条に次の一項を加える。

3 この法律の規定を適用するについては、政治資金パーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催

物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）の対価の支払は、政治活動に関する寄附とみなす。

第八条の二中「（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。
- 3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

第八条の三中「政治活動」を「選挙運動」に改める。

第九条第一項第一号口中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に、「団体」を「政党、政治資金団体又は第十九條第二項の規定による届出がされている同項に規定する指定政治団体」に、「氏名。以下第十九條の七まで」を「氏名。次條第二項及び第十二條第一項第一号口」に、「金額。以下第十九條の七までにおいて」を「金額。以下」に改め、同号八中「団体である」を「政党、政治資金団体又は第十九條第二項の規定による届出がされている同項に規定する指定政治団体である」に、「以下第十九條の七まで」を「同項及び第十二條第一項第一号八」に改め、同号二中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に改め、同号へを次のように改める。

へ 政治資金パーティーの対価に係る収入については、当該政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

第九条第一項第一号トを削り、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同項第二号中「以下第十九條の七まで」を「次條第一項及び第十二條第一項第二号」に改める。

第十條第三項を削る。

第十一條第一項中「第十九條の六を除き、」を削る。

第十二条第一項第一号ロ及びハ中「政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一百万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間一百万円」を「年間一百万円」に改め、同号ニ中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に改め、同号ヘ中「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、」及び「並びに對価の支払をした者の数」を削り、同号ト及びチを削り、同号リを同号トとし、同号ヌ中「リ」を「ト」に改め、同号ヌを同号チとし、同条第三項中「第一項第一号ヘからチまでの」を「第一項第一号ヘの」に、「同号ヘからチまで」を「同号ヘ」に改める。

第十四条第一項中「第十九條の六を除き、」を削る。

第十八條の二第二項中「、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る對価の支払」と」を削り、「百万円」を「一百万円」に改め、「、同号ト及びチ中「その年における對価」とあるのは「当該對価」と」を削り、「と、第二十三條中「寄附」とあるのは「對価の支払」とし」を「とし」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 指定政治団体の届出等

第十九條の見出し中「指定団体」を「指定政治団体」に改め、同条第一項を次のように改める。

公職の候補者は、専らその者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体のうちから、一の政治団体を、その者のために政治資金の拠出を受け、その拠出を受けた政治資金につきその者のための政治活動に支出をすべき政治団体として指定することができる。

第十九条第二項中「特定公職の候補者」を「公職の候補者」に改め、「この章において」を削り、「指定団体」を「指定政治団体」に改め、同条第三項中「この章において」を削り、「指定団体」を「指定政治団体」に改める。

第十九条の二の見出し及び同条第一項中「指定団体」を「指定政治団体」に改める。

第十九条の三を次のように改める。

（指定政治団体の届出をした公職の候補者の監督）

第十九条の三 指定政治団体の届出をした公職の候補者は、当該指定政治団体及びその会計責任者がこの法律の規定に違反することのないように、当該指定政治団体及び当該会計責任者を監督しなければならない。

第十九条の四から第十九条の八までを削り、第十九条の九を第十九条の四とする。

第二十条第一項中「、第十七条第一項又は第十九条の七第一項若しくは第二項」を「又は第十七条第一項」

に改める。

第二十一条を第二十条の二とする。

第五章中第二十二条の前に次の三条を加える。

( 団体の寄附等の禁止 )

第二十一条 法人その他の団体（政治団体を除く。以下この条において同じ。）は、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんをしてはならない。

2 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

( 政治団体間の寄附等の制限 )

第二十一条の二 政治団体は、政治団体に対しては、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんをしてはならない。

- 2 前項の規定は、政党がする寄附及び寄附のあつせん並びに政治資金団体及び第十九条第二項の規定による届出がされている指定政治団体が政党に対してする寄附及び寄附のあつせんについては、適用しない。
- 3 何人も、政治団体に対して、第一項の規定に違反する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求してはならない。
- 4 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

( 公職の候補者に対する政治活動に関する寄附の禁止 )

第二十一条の三 何人も、公職の候補者に対しては、政治活動に関する寄附（金銭等による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。第二十五条の二第二項において同じ。）をしてはならない。

- 2 何人も、前項の規定に違反する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。
- 3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 個人がする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 千万円

二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 五百万円

2 前項の規定は、個人が遺贈によつてする寄附については、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の二第一項中「何人も」を「個人がする政治活動に関する寄附は」に、「超えて政治活動に関する寄附をしてはならない」を「超えることができない」に改め、同条第二項中「政治団体がする寄附、指定団体に対する寄附及び」を削る。

第二十二條の三及び第二十二條の四を削り、第二十二條の五を第二十二條の三とし、第二十二條の六を第二十二條の四とし、第二十二條の七を第二十二條の五とし、第二十二條の八を削る。

第二十二條の九の見出し中「又は政治資金パーティーの対価の支払」を削り、同条第一項中「若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与し、又は政治資金パーティーに對価を支払つて参加すること



を求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない」を「又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与してはならない」に改め、同項第一号中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第百二十号）」を加え、同項第五号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同条を第二十二條の六とする。

第二十三條中「五年」を「七年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 第八條の二第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四條中「三年」を「五年」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條第一号中「同條若しくは第十九條の四の規定に違反して第九條第一項の會計帳簿」を「これ」に改める。

第二十五條第一項中「第十二條若しくは」を「第十二條又は」に、「違反して報告書」を「違反して、報告書」に、「第十二條、第十七條若しくは第十九條の五の規定に違反して第十二條第一項若しくは第十七條第一項の報告書若しくはこれらに併せて提出すべき書面」を「これら」に、「五年」を「七年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同條第二項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加え

る。

第二十五条の二 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定に違反して寄附をし、又は寄附のあつせんをした者

二 第二十一条第二項、第二十一条の二第三項又は第二十一条の三第二項の規定に違反して寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求した者

三 第二十一条第三項、第二十一条の二第四項又は第二十一条の三第三項の規定に違反して寄附を受け、又は寄附のあつせんに係る寄附を受けた者

2 公職の候補者が、その者の受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を、政治活動以外の用に費消し、又は運用したときは、十年以下の懲役に処する。

第二十六条中「一年」を「三年」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「及び第二項」を削り、同条第二号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第三項」に改める。

第二十六条の二を次のように改める。

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三又は第二十二条の四第三項の規定に違反して寄附を受けた者

二 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者

第二十六条の三を削る。

第二十六条の四中「六月」を「一年」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十二条の七第一項」を「第二十二条の五第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十二条の九第一項」を「第二十二条の六第一項」に、「若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に關与した者」を「又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に關与した者」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十二条の九第二項」を「第二十二条の六第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第二十六条の三とし、同条の次に次の一条を加え

る。

第二十六条の四 第二十二條の五第二項の規定に違反して寄附を集めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の五を次のように改める。

第二十六条の五 指定政治団体がこの法律の規定に違反してその役職員若しくは構成員が刑に処せられた場合又は指定政治団体の会計責任者がこの法律の規定に違反して刑に処せられた場合において、当該指定政治団体の届出をした公職の候補者が、第十九條の三に規定する監督について相当の注意を怠つたときは、当該違反行為に係る当該各條の刑に処する。

第二十八條の二第一項中「政治団体」を「団体」に、「第二十六条第二号、第二十六条の二第三号及び第二十六条の三第二号」を「第二十三條の二、第二十五條の二第一項及び第二十六条から第二十六条の四まで」に、「により寄附を受けた」を「をした」に改め、同條第二項中「第二十三條」の下に「、第二十五條の二第一項及び第二十六条の二」を加え、「政治団体」を「団体」に、「同條」を「当該各條」に改め、同條第三項中「政治団体」を「団体」に改め、同條を第六章中第二十八條の三とする。

第二十八条中「第二十六条第二号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第三号」を「第二十五条の二第一項第三号、第二十六条第二号、第二十六条の二第一号及び第二十六条の三第二号」に、「第二十二条の六第四項」を「第二十二条の四第四項」に改め、同条を第二十八条の二とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十八条 第二十五条、第二十五条の二第一項、第二十六条及び第二十六条の五の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十五条第一項、第二十五条の二、第二十六条及び第二十六条の五の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から五年間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 第二十五条の二第二項の罪につき刑に処せられた公職の候補者については、前項の五年間は、十年間とする。

4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第二項に規定する者（前項に規定する者を除く。）に対し第二項の五年間の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。

5 公職選挙法第十一条第三項の規定は、第一項から前項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十二条」とあるのは、「政治資金規正法第二十八条第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

第二十九条中「、第十七条第一項又は第十九条の七第一項若しくは第二項」を「又は第十七条第一項」に改める。

第三十二条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条第三号中「第二十一条第二項」を「第二十条の二第二項」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この法律は、平成六年一月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

### ( 政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置 )

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第五条第三項及び第八条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた政治資金パーティーの対価の支払には、適用しない。

### ( 報告書の提出等に関する経過措置 )

第三条 新法第十二条第一項（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出及び記載について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係るこの法

律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出及び記載については、なお従前の例による。

- 2 新法第十二条第一項第一号ロ及びハの規定は、寄附のうち寄附のあっせんに係るもので施行日以後に集められる寄附について適用する。

（指定政治団体の届出等に関する経過措置）

第四条 旧法第十九条第二項の規定による届出をしている同条第一項に規定する特定公職の候補者は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、その者が当該届出をしている政治団体のうちから、一の政治団体を、新法第十九条第二項に規定する指定政治団体となるべき政治団体として、同項の規定の例により、届け出ることができる。

- 2 この法律の施行の際現に旧法第十九条第二項の規定による届出がされている政治団体で前項の規定による届出がされたものは、施行日において、新法第十九条第一項の規定による指定がされ、同条第二項の規定によりその旨を届け出られたものとみなす。この場合において、新法第十九条の二第一項の規定の適用



については、同項中「届出があつたときは」とあるのは、「届出があつたとき（政治資金規正法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）附則第四条第二項の規定により届け出られたものとみなされる場合を含む。）は」とする。

（特定公職の候補者に係る報告書の提出等に関する経過措置）

第五条 施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十九条の七第一項の規定による報告書及び施行日前に同条第二項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 施行日前にした行為並びに附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項の規定による報告書及び旧法第十七条第一項の規定による報告書の提出及び記載に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

める。

( 地方自治法の一部改正 )

第八条 地方自治法 ( 昭和二十二年法律第六十七号 ) の一部を次のように改正する。

第二百二十七条第一項中「又は第二百五十二条」を「若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法 ( 昭和二十三年法律第百九十四号 ) 第二十八条」に改める。

第四百四十三条第一項及び第八百八十四条第一項中「又は第二百五十二条」を「若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条」に改める。

( 漁業法の一部改正 )

第九条 漁業法 ( 昭和二十四年法律第二百六十七号 ) の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表第七十六条の項の次に次のように加える。

第八十六条の四	第十一条第一項、第二百五十一条の二及び第二百五十二条並びに政治資金規正法第二十八条	漁業法第八十七条第一項第二号並びに同法第九十四条において準用する第二百五十一条の二及び第二百五十二条
---------	---	--

第九十四条第一項の表第百三十七条の三の項中欄中「又は第二百五十二条」を「若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「((選挙権及び被選挙権を有しない者))」の下に「並びに政治資金規正法(昭和三十二年法律第百九十四号)第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条第一項及び第八十六条の四中「の規定」を「並びに政治資金規正法第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))の規定」に改める。

第百三十七条の三中「又は第二百五十二条」を「若しくは第二百五十二条」に、「の規定」を「又は政治資金規正法第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))の規定」に改める。

第百九十九条の五第三項中「(昭和三十二年法律第百九十四号)」を削る。

( 農業委員会等に関する法律の一部改正 )

第十一条 農業委員会等に関する法律 ( 昭和二十六年法律第八十八号 ) の一部を次のように改正する。

第十一条の表第八十六条の四の項を次のように改める。

第八十六条の四	第十一条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十一条
	第二百五十一条の二	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十一条の二
	第二百五十二条 (( 選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止 )) 並びに政治資金規正法第二十八条 (( 政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止 ))	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条 (( 選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止 ))

第十一条の表第三百三十七条の三の項を次のように改める。

第三百三十七条の三	第二百五十一条の二	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十一条の二
-----------	-----------	-----------------------------------

	<p>若しくは第二百五十二条((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))又は政治資金規正法第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))</p>	<p>又は農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))</p>
--	---	--

第十三条中「「公職選挙法第十一条、第二百五十一条の二又は第二百五十二条」を「「公職選挙法第十一条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条」に改める。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条から第十二条までを削り、第十三条を第七条とする。

## 理 由

議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、公職の候補者に対する政治活動に関する寄附の禁止、公職の候補者のために政治資金の拠出を受けるべき指定政治団体制度の創設、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、寄附に関する公開の強化等の措置を講ずるとともに、公職の候補者に指定政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化し、及び公民権を停止する措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。